名称　金武中城港平敷屋沖防波堤南灯台
位置　沖縄県金武中城港（平敷屋沖防波堤南端）
北緯　二六―一八―二九
東経　一二七―五五―三一
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・七メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二日

○海上保安庁告示第二十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　陸奥塩釜灯台
位置　青森県三沢市（塩釜）
北緯　四〇―四八―一九
東経　一四一―二三―五七
変更した事項
光度　五、六〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　八木港導灯（前灯）
位置　岩手県九戸郡種市町（八木港南港防波堤灯台の西南西方約四八〇メートル）
北緯　四〇―二〇―四六
東経　一四一―四五―五〇
変更した事項
記事　本灯は、二灯一線二三六・七度を中心に幅約三〇度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　八木港導灯（後灯）
位置　岩手県九戸郡種市町（前灯の西南西方約一五〇メートル）
北緯　四〇―二〇―四三
東経　一四一―四五―四四
変更した事項
記事　本灯は、二灯一線二三六・七度を中心に幅約三〇度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　篠島港西防波堤灯台
位置　愛知県篠島港（西防波堤外端）
北緯　三四―四〇―四二
東経　一三六―五九―五五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　鳥羽導灯（前灯）
位置　三重県鳥羽市（日和山）
北緯　三四―二九―一一
東経　一三六―五〇―三〇
変更した事項
光度　七七〇カンデラ
光達距離　八・五海里
記事　本灯は、二灯一線二四三・六度を中心に幅約一〇度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　鳥羽導灯（後灯）
位置　三重県鳥羽市（前灯の南西方約二〇〇メートル）
北緯　三四―二九―〇八
東経　一三六―五〇―二四
変更した事項
光度　七七〇カンデラ
光達距離　八・五海里

記事　本灯は、二灯一線二四三・六度を中心に幅約一〇度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　大蛭島灯台
位置　岡山県玉野市（大蛭島）
北緯　三四―三〇―四五
東経　一三四―〇〇―五七
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで三七メートル
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　舌埼灯台
位置　長崎県対馬市（舌埼）
北緯　三四―四〇―五七
東経　一二九―二九―三七
変更した事項
灯質　等明暗白光　明三秒暗三秒
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで二三メートル
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　富田灯台
位置　宮崎県児湯郡新富町（富田）
北緯　三二―〇四―〇六
東経　一三一―三〇―一一
変更した事項
光度　実効光度一七〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　与論港導灯（前灯）
位置　鹿児島県大島郡与論町（与論港灯台の東南東方約一・二キロメートル）
北緯　二七―〇二―四八
東経　一二八―二四―三五
変更した事項
光度　七七〇カンデラ
光達距離　八・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
記事　本灯は、二灯一線一三二・七度を中心に幅約一四度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　与論港導灯（後灯）
位置　鹿児島県大島郡与論町（前灯の南東方約四五メートル）
北緯　二七―〇二―四七
東経　一二八―二四―三七
変更した事項
光度　七七〇カンデラ
光達距離　八・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで二〇メートル
記事　本灯は、二灯一線一三二・七度を中心に幅約一四度の灯火を点ずる。
変更年月日　平成二十一年十二月三日

名称　琉球観音埼灯台
位置　沖縄県石垣市（観音埼）
北緯　二四―二一―五七
東経　一二四―〇六―四二
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十一年十二月三日